

募集要領

1. 件名 台湾市場におけるインフルエンサーを活用した誘客プロモーション業務委託
2. 概要及び目的
この要領は、松山国際観光客誘致推進協議会（以下「松山国際協」という。）が台湾からの観光誘客を推進することを目的に、台湾市場のニーズを整理した上で、台湾で影響力のあるインフルエンサーを起用・招聘し、モデルコースを設定するとともに、ファムツアーを通じたインフルエンサーによる情報発信などの業務を委託するにあたり、民間の優れた創造力・技術力・経験等を活用するため、複数の業者から企画提案を求めるものである。
3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり
4. 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
5. 履行場所 松山国際協会長が指定する場所
6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
※ただし、契約者は松山国際協となる。
7. 提案限度価格 ￥4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、提案限度価格を超える提案については無効する。
8. 参加資格要件
本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること
(1) 法人格を有している者であること。
(2) 当該業務委託に類似する業務を1年以上営んでいること。
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
(5) 国税（消費税及び地方消費税、法人税）及び地方税（松山市税又は本店所在地の区市町村民税）を滞納している者でないこと。
(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）、若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
(7) 松山市から入札参加資格停止または入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
9. 募集要領等の配布
(1) 期間 令和8年5月29日（金）から令和8年6月25日（木）まで
(2) 場所 松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 観光・国際交流課
(3) 方法 配布場所で直接受取る。又は松山市ホームページ、松山国際協ホームページよりダウンロードすること。
ホームページアドレス 松山市：<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>
松山国際協：<https://mym-inbound.jp/>
※配布時間は9時～17時（土日、祝日を除く。）

1 0. 評価基準 評価基準書（別紙2）のとおり

1 1. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき会長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき、提案書等の書面審査により行う。（プレゼンテーション・ヒアリングは実施しない。）
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

1 2. 選考委員会の構成

選考委員会は松山国際協の会員5名で構成する。なお、外部の有識者を置き、意見を求めるものとする。

1 3. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和8年5月29日（金）から令和8年6月11日（木）（17時まで）
- (2) 受付方法

様式1に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受付けないものとする。

また、電子メールのタイトルを「【会社名】質問書（台湾市場におけるインフルエンサーを活用した誘客プロモーション業務委託）」とし、電子メールを送信した後に、観光・国際交流課（089-948-6986）まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限って受け付けるものとする。

- (3) 回答及び公表

質問者に令和8年6月15日（月）（17時）までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページ、松山国際協ホームページで公表する。

ホームページアドレス 松山市：<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>
松山国際協：<https://mym-inbound.jp/>

1 4. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年6月19日（金）17時（必着）
- (2) 提出書類 「1 6. 提出書類 1～7及びチェックリスト①」を提出すること。
- (3) 提出場所 松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 観光・国際交流課
- (4) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
※持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

1 5. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年6月26日（金）17時（必着）
- (2) 提出書類 「1 6. 提出書類 8～12及びチェックリスト②」の書類を提出すること。
- (3) 提出部数 各11部（正本1部・副本10部）
- (4) 提出場所 松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 観光・国際交流課
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
※持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

1 6. 提出書類

次の書類を提出すること。ただし、公告日時時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～7の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式2）	印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書（原本）	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア．松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納付推進課）が発行する完納証明書 イ．上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 ※松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納付推進課ホームページを参考にすること
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの）
6	直前2年分の財務諸表類 （貸借対照表及び損益計算書の写し）	
7	経営状況等調査表（様式3）	
8	事業者の概要（様式4）	
9	業務執行体制 （様式5-1、5-2）	
10	参考見積書（様式6）	A4版、縦型、片面横書きとする。 見積書の別紙として、「積算内訳書」（任意様式）を添付すること。 公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
11	企画提案書の概要（様式7）	A4サイズ2ページ以内に簡潔にまとめること。 選考委員が審査をする際、複数の企画提案書を比較できるようにするため、企画提案書の概要を記載すること。
12	企画提案書	A4サイズとする。 企画提案のポイントについて分かりやすく説明すること。
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

17. 審査の実施（書面審査）

- (1) 審査方法 企画提案の評価については、提出された企画提案書をもとに審査を行う。
(プレゼンテーション・ヒアリングは実施しない。)
- (2) 審査期間 令和8年7月上旬～7月中旬（予定）

18. スケジュール

- (1) 実施手続きの開始・公表 令和8年5月29日（金）
- (2) 募集要領等に関する質問の受付 令和8年5月29日（金）
～令和8年6月11日（木）
- (3) 募集要領等に関する質問の回答・公表 令和8年6月15日（月）
- (4) 参加表明書の提出締切り 令和8年6月19日（金）
- (5) 提案書等の提出の締切り 令和8年6月26日（金）
- (6) 応募業者数等の公表 令和8年6月30日（火）
- (7) 審査 令和8年7月上旬～7月中旬（予定）
- (8) 特定・非特定結果の通知・公表 令和8年7月中旬（予定）
- (9) 契約締結・公表 令和8年7月中旬（予定）

19. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

20. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 「7 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

21. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山国際協に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを行わない。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。
ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

22. 事務局

松山国際観光客誘致推進協議会事務局

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 観光・国際交流課内

TEL：089-948-6986

FAX : 089-943-9001

メールアドレス : inbound@city.matsuyama.ehime.jp